

徳島県立国府支援学校いじめ防止基本方針

徳島県立国府支援学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、日頃から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

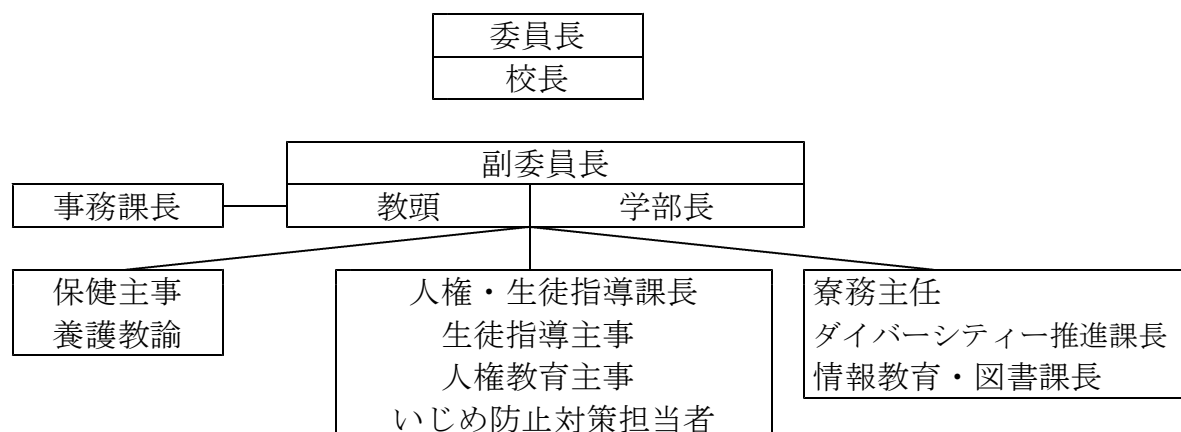
2 いじめの防止を推進するための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

校長、教頭、事務課長、学部長、寮務主任、人権・生徒指導課長、生徒指導主事、人権教育主事、保健主事、養護教諭、ダイバーシティ推進課長、情報教育・図書課長、いじめ防止対策担当者(小)とする。いじめ発生を確認した場合は学級担任、学年主任、当該学年生徒指導課員、部活動におけるいじめに対しては部活動指導教員も加え、対応することとする。

また、実際にいじめを発見した場合には、第一にいじめを受けた児童生徒の担任、いじめた児童生徒の担任、教科担任など必要に応じて指導・支援チームを緊急招集し、ケース会議を設ける。その結果によっては、スクールカウンセラー、こども女性相談センターなど関係する機関の助言を得る。

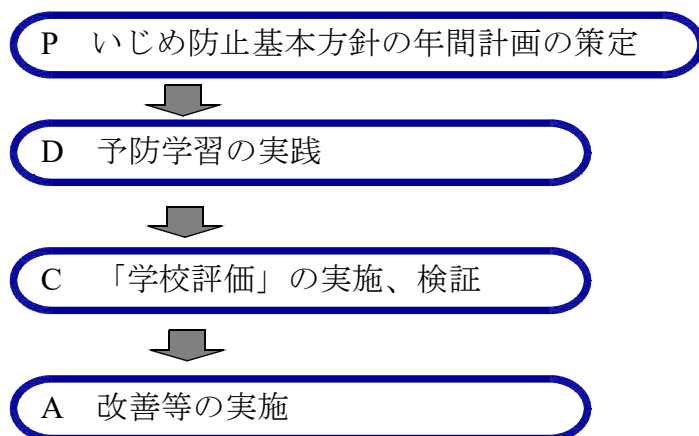
<いじめ防止対策委員会組織>



(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめが疑われる事案や児童生徒の問題行動に関する情報について、適切に収集・記録し、関係職員間で共有を図る。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめに関する情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者の連携を行う。
- ⑤ 有効な予防学習の実践・検討を行い学習面からのサポートを行う。

(3) 予防学習の実践と取り組みの検証



3 教育相談体制

教育活動を通じて、教職員と児童生徒との信頼関係を築き、日常的に相談しやすい雰囲気づくりに努める。そのような関係性の中で、いじめにつながるような事案についても児童生徒が早期に相談しやすい環境を整える。いじめの当事者だけでな

く、周囲の児童生徒も自分の問題と捉え、主体的に解決に関わろうとする意欲や態度を育む学習を継続的に行う。より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- (1) 教職員と児童生徒及び保護者、さらには児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童生徒の個人情報に十分配慮するとともに、教職員に相談すれば秘密が守られ、必ず助けてもらえるという安心感と信頼感を児童生徒が持てるよう、教職員との信頼関係の構築に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて、スクールカウンセラーへの相談、医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口(「24時間子供SOSダイヤル」や、1人1台端末等を活用した「SOSを見逃さない匿名相談アプリ」等)について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 教育・指導場面
 - ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
 - ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
 - ③ 全ての児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
 - ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
 - ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
 - ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
 - ⑦ 生活単元学習やホームルーム活動等の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
 - ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童生徒に徹底するとともに、「スマホ

・ネット安全教室」等を行い、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、県がネットパトロールを実施していること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

- ⑨ 生徒会活動の一部として「いじめ防止委員会」を設置し、児童生徒自身の主体的な参画によるいじめのないより良い学校づくりが促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 児童生徒の言動に日頃から注意を払い、不適切な発言や行動が見られる場合には、状況に応じた指導を適切に行う。
- ⑪ 教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 児童生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や年間計画をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・こども女性相談センターとの円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや学校運営協議会、地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

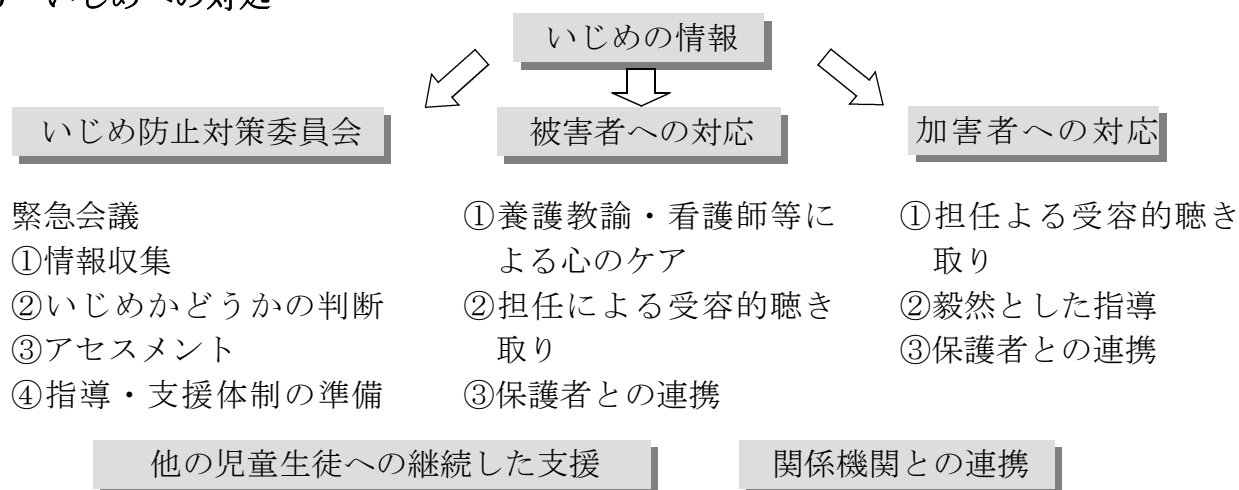
5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、全ての児童生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、児童生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童生徒を対象としたいじめ発見のための「いじめについてのアンケート調査」を定期的(9月、2月)に実施することに加え、「個別面談」等から、児童生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ防止対策委員会において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。

特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

- (5) 児童生徒に絶えず声かけを行い、児童生徒が日常使っている言葉や態度等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処



- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
 - ② 「いじめ防止対策委員会」において、速やかに関係児童生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
 - ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
 - ④ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめられた児童生徒、保護者への支援
 - ① いじめられた児童生徒を徹底して全力で守りぬく。
 - ② いじめられた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な

措置を講ずる。

- ③ 保護者と連携し、必要な場合は教職員による家庭訪問等を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 児童生徒の指導については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行う。
- ③ いじめの背景を考え、その行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教職員での家庭訪問等により、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- ⑤ 児童生徒の指導については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(4) 他の児童生徒への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童生徒自身の主体的な参画を通じたいじめ問題の解決に向けた取組を促進し、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

いじめを認知した場合は、学校長が速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールプロフェッサー等の派遣を要請し、外部専門家の助言を得て対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

いじめが解消されたと判断するためには、少なくとも、次の2項目が満たされていることが必要である。ただし、再発の可能性を常に念頭におき、引き続き日常的に注意深く見守る。

① 一定の経過期間

いじめの行為が止んだあと、少なくとも3か月間を目安とする。なお、いじめ防止対策委員会の判断により、必要に応じて、より長期間の経過観察期間を設定することができる。

② 被害児童生徒の心身の状態

いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと確認されること。その

判断にあたっては、いじめ防止対策委員が児童生徒との面談を通じて丁寧に状況を把握する。

7 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、全教職員の共通認識を図る。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、重大事態として直ちに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標

- ・ いじめは、どの子供にもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・ 教職員や児童生徒が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・ 教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、児童生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・ 児童生徒との信頼関係を醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。
- ・ 学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団を構築し、児童生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・ 児童生徒の生活態度・意識を向上させるとともに、正しい人権感覚を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。
- ・ 児童生徒の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

	いじめ防止対策委員会 教職員	予防学習	保護者・関係機関 との連携
		いじめの実態を把握し、年間を通じ、様々な機会をとらえていじめ防止につながる意識の醸成に努める。人との関わりや集団でのルールやマナーを学ぶなかで、生命や人権を守ることの大切さを考える機会を増やし、行動につなげる。	年間を通じ、必要に応じて関係機関等と連携する。
4		・オリエンテーション（新中１・新高１） ・路線バス通学生指導① ・携帯電話、スマホ使用に関する指導（中高） ・いじめ防止委員会①（あいさつ運動）	
5	<第１回委員会> ・学校いじめ防止基本方針の決定 ・年間計画の作成 ・全教職員共通理解	・いじめ防止委員会②（あいさつ運動）	・学校いじめ防止基本方針、年間計画のHPへの掲載
6		・学部集会（中高）（人権に関する講話） ・スマホ・携帯電話安全教室（中高） ・いじめ防止委員会③（あいさつ運動）	・学校評価推進委員会
7		・学部集会（高）（人権に関する講話） ・「SOSを見逃さない匿名相談アプリ活用事業」に係る意識啓発授業（新中１・新高１）	
8	人権教育研修会	・予防教育の内容検討①	
9		・路線バス通学生指導② ・学部集会（中高）（人権に関する講話） ・いじめ実態アンケート① ・いじめ防止委員会④（あいさつ運動）	

		・いじめ防止委員会⑤ (集会でのいじめ防止の呼びかけ)	
1 0	<第2回委員会> ・アンケート結果をもとに協議	・学部集会(高)(人権に関する講話) ・いじめ防止委員会⑥ (あいさつ運動)	
1 1		・学部集会(中)(人権に関する講話) ・いじめ防止委員会⑦ (あいさつ運動)	
1 2		・いじめ防止委員会⑧ (ポスターづくり) ・予防教育の内容検討② ・学部集会(高)(人権に関する講話)	
1		・いじめ防止委員会⑨ (あいさつ運動) ・いじめ防止委員会⑩ (いじめ防止のポスター作り) ・学部集会(中高)(人権に関する講話)	
2		・いじめ実態アンケート② ・いじめ防止委員会⑪ (あいさつ運動)	・学校評価推進委員会
3	<第3回委員会> ・アンケート結果総括 ・学校いじめ防止基本方針の取組の検証、改善 ・年間計画の検証	・学部集会(中)(人権に関する講話) ・予防教育年間計画の作成	